

企業会計基準公開草案第 16 号
「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 20 号
「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」についての意見

平成 18 年 12 月 25 日
(社) 日本証券アナリスト協会

このたび公表されました上記公開草案について、当協会内の企業会計研究会にて検討した結果、意見を下記のとおり申し上げます。

記

1. 四半期損益計算書関係の情報開示

公開草案は累計情報に加え 3 ヶ月情報及び第 4 四半期情報共に開示することとしている。これは、当協会が「四半期財務諸表の作成基準に関する論点整理」に対して平成 18 年 2 月 15 日付けにて提出した意見書に沿うものであり高く評価したい。3 か月情報が開示されることによって企業業績の転換点の把握がより容易になり、第 4 四半期情報が開示されることによって直近 12 ヶ月(trailing 12 months)の EPS 計算が可能になる。これらは、四半期財務諸表開示の義務付けを行うことにより、投資判断のための情報提供を充実させようという制度の目的を全うする上で極めて重要な意義を有する効果である。のみならず、主要国で同様の形で四半期情報が開示されていることから、外国企業とのタイムリーな業績比較が可能になり、外国人投資家がわが国株式市場で活発な売買を行うためのインフラが整備されることにもなる。

2. 四半期財務諸表の構成

論点整理に対する当協会の意見書では株主資本等変動計算書を毎期開示することを要望していた。公開草案は残念ながら四半期株主資本等変動計算書の開示は求めず、株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動の内容を注記事項として開示している。四半期財務諸表の開示までの時間的制約等を考慮すると公開草案の結論は現時点では止むを得ないと思われる。しかしながら、株主資本等変動計算書は一覧性が高く、その他包括利益変動の把握も容易である等のメリットがある。今後、株主資本等変動計算書の利便性が認識され利用価値が高まったことが確認された時点で、基準を見直し、株主資本等変動計算書が毎期開示されるようにすることを期待したい。こうした観点からは「なお、注記の記載方法については、株主資本の著しい変動の内訳が一覧できるよう、表形式で開示することを妨げるものではない。」(会計基準(案)35 項) の下線部分は表形式の開示は本

来望ましくないとも解される表現であり、解釈のあいまいさをできる限り排除することが望まれる会計基準の文言としてふさわしくない。「表形式で開示することはもちろん認められる」と修文するよう要望する。

3. 勘定科目

公開草案は「四半期連結財務諸表・・・の表示科目は、・・・財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる。」(会計基準(案)17項)、「表示科目については、質的及び金額的な重要性を考慮して主要な表示科目を決定した上で、原則として独立掲記し、その他の科目は集約して記載することができる。なお、主要な科目について独立掲記していない場合には、当該科目及びその金額を注記することとする。」(適用指針(案)32項)としている。プロの財務諸表ユーザーの間には、年度と同様の科目表示が望ましいという声も強いが、時間的な制約があることを考慮すれば、上記の方法は実践的なものとして受け入れができる。しかし、作成者におかれては、これが迅速性確保のための簡便な方法であることを認識され、「財務諸表利用者の判断を誤らせない」というにとどまらず、より分かりやすさを追求するという姿勢で運用していただくよう望みたい。なお、上記の趣旨に鑑みると、「より詳細な科目表示を行うことを妨げるものではない」(適用指針(案)104項)という文言は後ろ向きな印象を与えるものであり、「より詳細な科目表示を行うことはもちろん認められる」と修文するよう要望する。

これに関連し、「コメントの募集」8頁における販管費の内訳注記例が「広告宣伝費・研究開発費」のみであり、通常販管費の大きな部分を占める人件費・減価償却費が含まれていないのはいかにも不自然で例示として不適切である。例示は「主要な科目を決定する際の重要性は、単に金額の多寡により判断するのではなく、財務諸表利用者が意思決定を行ううえで重要であるか否かにより判断することに留意する必要がある。」(適用指針(案)103項)という文言を意識していると思われるが、証券アナリストが販管費内訳を見る場合、往々にして販管費の変動が固定費によるものか変動費によるものかを見極めることが重要なポイントである。通常金額が多く、同時に固定費・変動費を判断する手がかりになる人件費・減価償却費は意思決定を行ううえで重要な科目である。例示されている4期間全てに人件費・販管費が含まれていないとこれらは開示不要との誤解を与えかねない。例示を修正し全期間でなくとも良いから人件費・減価償却費を含めるよう要望する。

4. 四半期特有の会計処理

公開草案は、原価差異の繰延処理と後入先出法について四半期特有の会計処理を認めている。本来であれば恣意的な判断の余地を少なくするためにも、会計基準は出来るだけ画一的なものとし、実績主義を貫くことが望ましい。しかし、本公開草案では、継続適用を条件としていること、四半期の特性を勘案した限定期容認であることを考慮すれば受け入れ可能であると考える。

5. 第2四半期以降に自発的に会計処理を変更する場合等の取扱い

遡及再表示した四半期財務諸表の開示は求めず、注記対応としたのは「過年度遡及修正の検討（IASBとのコンバージェンス・プロジェクトの長期的な検討課題）」と合わせて今後検討するためと理解しているが、その旨、明記すべきと考える。

6. 注記

中間財務諸表よりも簡略化を図るという方向性は、作成者側の負担軽減、四半期報告書のスリム化の点から理解できる。こうした中で、セグメント別資産関連情報及び継続企業の前提については、前述の当協会意見書における要望に概ね沿う形となっており評価したい。ただし、EPSの算定上の基礎（適用指針（案）52項）については、(5)の潜在株式数を変動の如何にかかわらず開示すると共に、最大限でどれくらい株式が発行されるかという情報の開示を要望する強い意見があった。MSCBのように転換株数が確定していない商品による資金調達が行われる場合、投資家にとって最大発行可能株数の把握が重要になるが、一般投資家にとってこれが技術的に困難なためである。

以上